

県立野球場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第29号

県立野球場条例の一部を改正する条例

県立野球場条例（昭和45年岩手県条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 野球場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="152 571 1084 673"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td>岩手県営野球場</td><td>[略]</td></tr></tbody></table> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第2条の2 野球場の管理は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第2条の3 指定管理者は、この条例の規定により指定管理者が行うこととされた業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>(2) その他野球場の利用の促進に関する業務</p> <p>(使用等の許可)</p> <p>第3条 野球場の施設で別表第1に掲げるものを使用しようとする者は、<u>指定管理者（知事が野球場の管理を行う場合にあっては、知事。以下同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</u></p> <p>2 指定管理者は、野球場の管理上必要があると認めるときは、前項の許可</p>	名 称	位 置	岩手県営野球場	[略]	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 野球場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1160 571 2092 673"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td>いわて盛岡ボールパーク</td><td>[略]</td></tr></tbody></table> <p>(事務の委託)</p> <p>第3条 野球場の管理に関する事務は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき盛岡市に委託する。</u></p>	名 称	位 置	いわて盛岡ボールパーク	[略]
名 称	位 置								
岩手県営野球場	[略]								
名 称	位 置								
いわて盛岡ボールパーク	[略]								

に条件を付することができる。

第3条の2 野球場において、物品の販売、募金その他これらに類する行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の許可について準用する。

(行為の禁止)

第4条 野球場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 木竹を伐採し、若しくは植物を採取し、又は損傷すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (5) 指定された場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車すること。

(使用許可の取消し等)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第3条第1項又は第3条の2第1項の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくは第3条第2項（第3条の2第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく条件を変更し、又は行為の中止若しくは野球場からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 偽りその他の不正な手段により第3条第1項又は第3条の2第1項の規定による許可を受けたとき。
- (3) 第3条第2項の規定に基づく許可に付した条件に違反したとき。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第3条第1項又は第3条の2第1項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、前項に規定する処分又は措置を命ずることができる。

- (1) 野球場の管理上必要があると認めたとき。

(2) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(利用料金)

第6条 使用者は、野球場の利用に係る料金（知事が野球場の管理を行う場合にあっては、使用料。以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表第2に掲げる金額の範囲内で指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を告示する。

4 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

5 知事が野球場の管理を行う場合においては、第2項後段及び前2項の規定は、適用しない。

(利用料金の免除)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者その他規則で定める者が使用するとき。

(2) その他指定管理者が適当と認めるとき。

(利用料金の不還付)

第8条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 第5条第2項の規定に基づき指定管理者が使用の許可を取り消した

とき。

(2) 使用者の責めに帰することができない理由により、使用することができなかつたとき。

(3) その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

(損害賠償等)

第9条 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、指定管理者の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない

。

(補則)

第10条 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

別表第1 (第3条関係)

<u>施設名</u>	<u>グラウンド スタンド 屋内練習場 トレーニング室</u>
	<u>研修室</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第2を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。